

羽幌町空家等対策計画

(兼空き家対策総合実施計画)

羽幌町所有者不明土地対策計画

(案)

令和 8 年 月

羽 幌 町

目 次

羽幌町空家等対策計画（兼空き家対策総合実施計画）

計画の位置付け	1
1 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類	
その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針	2
(1) 対象とする地区（計画の実施地区）	2
(2) 対象とする空家等の種類	2
(3) 基本的な方針	2
(4) 空き家対策総合実施計画の目標	3
2 計画期間	3
3 空家等の調査に関する事項	3
(1) 継続的な実態調査	3
(2) 所有者等調査	3
(3) 台帳の整備	3
(4) 空き家対策総合支援事業（空き家対策基本事業）における計画	3
4 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項	4
(1) 地域等との連携	4
(2) 情報発信	4
5 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項	5
(1) 空き家・空き店舗バンクの活用	5
(2) 空き家対策補助金制度の活用	5
(3) 空家等除却後の跡地の活用	6
(4) 空き家対策総合支援事業（空き家対策基本事業）における計画	6
6 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項	6
(1) 立入調査の実施	6
(2) 特定空家等・管理不全空家等の判断	6
(3) 空家等対策協議会の意見聴取	7
(4) 助言・指導、勧告、命令及び代執行等の措置の実施	7
(5) 緊急安全措置	8
(6) 空き家対策総合支援事業（空き家対策基本事業）における計画	8
7 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項	8
8 空家等に関する対策の実施体制に関する事項	8
(1) 庁内組織体制及び役割	8
(2) 羽幌町空家等対策協議会	9
(3) 関係機関との連携	9
9 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項	10
(1) 地域での空家等対策の検討と情報の共有	10
(2) 他法令との連携	10
(3) 空き家対策総合支援事業（空き家対策基本事業）における計画	10
(4) 空き家対策総合支援事業（空き家対策附帯事業）における計画	10
(5) 計画の検証と見直し	11
参考資料	11

羽幌町所有者不明土地対策計画

計画の位置付け	12
1 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する基本的な方針	12
(1) 対象とする地区（計画の実施地区）	12
(2) 対象とする土地	12
(3) 基本的な方針・取組	12
2 計画期間	12
3 低未利用土地の適正な利用及び管理の促進その他所有者不明土地の発生抑制のために講ずべき施策に関する事項	13
4 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する普及啓発に関する事項	13
5 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための体制の整備に関する事項	13
6 その他所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事項	13

羽幌町空家等対策計画（兼空き家対策総合実施計画）

計画の位置付け

全国的に空き家の数は増加傾向にあり、本町においても適切な管理が行われていないまま放置されている空き家が、防災・衛生・景観等、町民の生活環境に影響を及ぼすことが懸念されています。

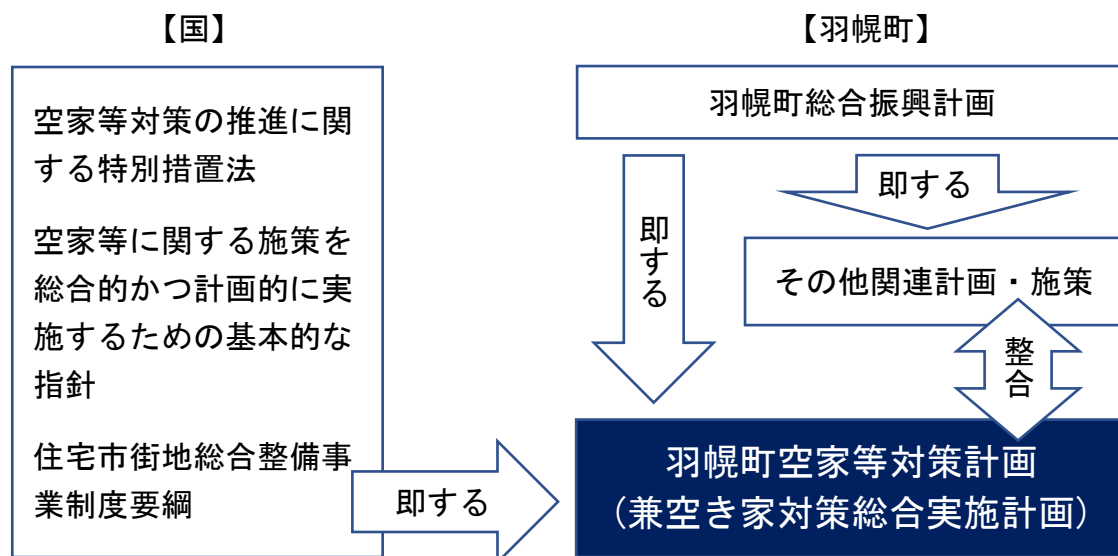
国は、この空き家問題の抜本的な解決策として平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）」を施行し、また、北海道は、この空家法の施行に併せて「空き家等対策に関する取組方針」を策定し、道、道内全市町村及び関係団体が連携して空き家の対策を総合的に推進していくこととしています。

また、本町においては、空き家対策を推進するため、空家法に定められているもの以外に本町が独自に決まりを定めることで、良好な生活環境の保全や町民が安全安心に暮らせるまちづくりの推進を図ることを目的として、令和7年4月に「羽幌町空家等対策の推進に関する条例（令和7年羽幌町条例第9号。以下「条例」という。）」を制定しました。

これら基本となる空家法や条例等をもとに、今後の人口減少や高齢化の影響により、さらに空き家の増加が予想されるなか、空き家の対策を効果的かつ効率的に推進し、本町の実情に合わせ、総合的かつ計画的に実施するために、羽幌町空家等対策計画兼空き家対策総合実施計画を策定するものです。

なお、本計画は、空家法第7条第1項に規定する空家等対策計画及び住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日国住市第350号国土交通省事務次官通知）第25第2項に規定する空き家対策総合実施計画を兼ねるものです。

本町における空き家対策を総合的に推進するための基礎となるものであり、計画の推進に当たっては「羽幌町総合振興計画」及びその他関連計画・施策と整合を図るものとします。



■本計画での「空き家」は、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）に基づき原則「空き家」と表記しますが、法律名、計画名、協議会名等の一部の用語は、空家法に基づき「空家等」と表記します。

1 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

(1) 対象とする地区（計画の実施地区）

本町では、空家等が町内全域に点在していることから、「羽幌町全域」を本計画の対象地区とします。

(2) 対象とする空家等の種類

本計画の対象とする空家等の種類は、空家法第2条第1項に規定する「空家等」のほか、空家法第2条第2項に規定する「特定空家等」、空家法第13条で必要な措置が規定されている「管理不全空家等」も含みます。

また、空家法の規定に該当しない建築物であっても、今後、空家等となることが見込まれるものも対象とします。

本町が所有する空家等についても除却後の跡地、又は増改築等の後の建築物を地域活性化のために計画的に利用する場合は、計画の対象とします。

空家等（法第2条第1項）

建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）

特定空家等（法第2条第2項）

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等

管理不全空家等（法第13条第1項）

適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等

(3) 基本的な方針

町内全域が空家等対策に特に重点的に取り組むべき地域と考え、以下の基本方針に基づき施策を推進します。

ア 適切な管理の促進

所有者等による自主的で適切な管理を促進します。

イ 利活用の促進

利用可能な空き家の有効活用を図るため、所有者等の意向を把握しつつ、関係団体等と連携し、利活用を促進します。

ウ 管理不全な空き家等の解消

管理不全な空き家等及び特定空き家等に対し、問題解決に向けた取組を推進します。

(4) 空き家対策総合実施計画の目標

「2 計画期間」内における目標

事業手法・対象等項目	棟数
空き家住宅等・特定空き家等の所有者の特定、実態把握の実施	—
空き家住宅等の活用数（地域コミュニティ施設等）	1
空き家住宅等の除却	5
特定空き家等の除却	1
特定空き家等の除却に係る測量試験等	1
空き家対策附帯事業（空き家住宅等・特定空き家等の行政代執行等に係る弁護士等相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等）の実施	—

※空き家対策総合実施計画における「空き家住宅等」は、住宅市街地総合整備事業制度要綱第25第7項第1号イに掲げるものをいいます。

2 計画期間

令和8年（2026年）4月から令和13年（2031年）3月までの5年間とします。

なお、本計画は、各種施策の実施による効果や社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを図るものとします。

3 空き家等の調査に関する事項

(1) 継続的な実態調査

近隣住民等からの通報や電気・水道事業者等からの情報をもとに、実態調査を行います。

(2) 所有者等調査

土地建物登記簿、固定資産税納税義務者、住民票・戸籍簿等を調査し、所有者等の把握を行います。

(3) 台帳の整備

実態調査・所有者等調査の結果をもとに台帳を整備・管理します。

(4) 空き家対策総合支援事業（空き家対策基本事業）における計画

空き家対策基本事業に関する事項（うち、所有者の特定及び実態把握）

事業手法	施行者	事業対象	跡地の活用用途 又は跡地の活用	棟数	事業実施 予定時期
所有者の特定 ・実態把握	羽幌町	空家住宅等 特定空家等	—	—	R8.4～R13.3

4 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

空家等の適切な管理は、所有者等が自ら行うことが原則であることを改めて促し、空家等が管理不全な状態になることを未然に防ぐための各種対策を行います。

(1) 地域等との連携

地域や各種機関、団体と連携しながら、所有者等に適切な管理を促します。

(2) 情報発信

空家等の予防や管理に関する情報について、ホームページ、広報、固定資産税納税通知書送付時にチラシを同封すること等により、町民や所有者等に対して広く情報発信を行い、意識の啓発を図ります。

また、空家等の改修や解体、管理に関する照会があった場合は、羽幌町空き家対策補助金（改修・解体）を活用し施工した実績のある事業者一覧等を参考に情報提供に努めます。

[固定資産税納税通知書送付時に同封するチラシの例]

～令和7年4月1日 羽幌町空家等対策の推進に関する条例が制定されました～

**法律及び条例により、空き家の所有者又は管理者は、
周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう
空き家を適切に維持管理するとともに、
町の施策に対し協力するよう努める責務があります。**

近年、適切に管理されていない空き家に関する苦情や相談が数多く寄せられ、なかには空き家からの落着に起因し近隣の住宅を破損させる事案なども実際に生じていることから、空き家所有者等の責務を明らかにするとともに、町民が安全安心に暮らせるまちづくりの推進を図るため、この度、羽幌町では「羽幌町空家等対策の推進に関する条例」を制定しました。

空き家を放置することで周囲にはいろいろな危険が生じます。思わぬ事故が発生し、近隣住民から損害賠償を求められる事案に発展してしまうこともありますので、日頃から適切に維持管理し、町外にお住まいの所有者等の場合は管理を親戚や知人に依頼したり、周囲の方に連絡先を教えてくださいなどのご検討ください。



～消防署からのお知らせ～

ホームタンクからの灯油漏れが多発しています。

空き家を中心としたホームタンクからの「灯油漏れ」事案が町内で多発しています。要点をまとめ、以下のとおり周知しますので、火災予防や取扱いについてご協力願います。

◆ご自宅のホームタンクの点検・事前処置について

- ① ホームタンク本体・バルブ・配管の腐食による老朽化が灯油漏れの主な原因となります。定期的に「漏・穴・漏れ」がないか目視の点検をしましょう。
- ② ホームタンクの脚の腐食は転倒の危険性があります。脚も目視の点検をしましょう。
- ③ 空き家にする場合は、ホームタンクが屋内外問わず火災の危険性があります。ホームタンク内の灯油を抜き取り、空の状態にするか、ホームタンク自体の撤去をお願いします。

◆「灯油漏れ」が発生した場合の対応について

- ① 灯油漏れが発生した場合は、基本的に所有者の責任となりますが、遠方にお住まい等の理由により早急に対応できない場合は、消防署及び羽幌町では、特に火災の危険性がある事案に対して、汚染土壌の除去や、消防署の資材を用いた灯油漏れ処理を応急処置的に対応します。
- ② 灯油漏れが発生してしまっても、早期に対処しなければ、土壌汚染や河川流出などの危険性があり、水道管等の埋設物にも悪影響を及ぼします。汚染された土壌は入れ替えが必要になる場合もあります。行政機関からの業者斡旋はありませんので、ご自身で残油の処理や土壌の入れ替えをしていただきます。

【お問い合わせ先】 北留消防組合消防署予防課 ☎ 0164-62-1246

※裏面もあります※

羽幌町の空き家に関する制度のご案内

羽幌町では、空き家解消のため様々なサポートを実施しています。ぜひご利用ください。

■空き家の改修・解体は「空き家対策補助金」

空き家の有効活用や解体を促進することにより、移住定住の推進や良好な住環境の確保による地域活性化を図るため、工事費用の一部を補助する制度です。

種類	対象費用	対象者	補助率	補助金上限額
改修	台所、浴室、便所、洗濯所、内装、屋根や外壁等の改修、その他居住の用に供する敷地、住宅の質の向上のために行う修繕や設備改修に要する経費	対象世帯が取得し改修 所有者等が資材費に改修 対象世帯が借入れ改修 修に要する経費	2分の1	市街地区 50万円 天売地区 80万円 柳井地区 70万円
	空き家や同一敷地に位置する工作物の解体、解体に係る資材の運搬及び処分に関する経費	所有者等	2分の1	市街地区 25万円 天売地区 40万円 柳井地区 35万円
解体	空き家や同一敷地に位置する工作物の解体、解体に係る資材の運搬及び処分に関する経費	所有者等	2分の1	市街地区 50万円 天売地区 65万円 柳井地区 60万円

◆補助の条件

- ・羽幌町内に住所を有する建設業者による工事であること。（工事内容によっては一部条件あり）
- ・対象者が町税等公共料金を滞納していないこと。
- ・対象者が暴力団員でないこと。
- ・補助金は、空き家1戸につき1回を限度とする。

◆注意事項

- ・現在お住まいの住宅の建替えのための解体は補助対象外です。
- ・工事着工前の申請書の提出及び町担当職員による「空き家」であることの確認が必要です。

詳細はこちら
☎ 0164-68-7003
☎ 0164-68-7007

～令和7年度から「空き店舗バンク」ははじめます～

■空き家・空き店舗の売却・賃貸は「空き家・空き店舗バンク」

空き家・空き店舗の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家・空き店舗の購入や賃貸を希望する方に提供するための制度です。空き家・空き店舗、土地等を有効活用しながら、移住促進、定住人口の増加、地域の活性化を図っていきます。空き家・空き店舗バンクに登録した物件情報は、町のホームページに掲載し、広く情報発信することができます。町内に「まだ使える」空き家・空き店舗をお持ちの方はぜひ活用してください。

◆登録できない物件

- (1) 賃貸用アパート等の建物や分譲などを目的とする建物や土地
- (2) ①のほか、次の②～④に該当するもの
 - ①老朽化が著しいもの又は住宅等に大規模な修繕が必要なもの
 - ②所有者が暴力団員又はそれらと密接な関係にあるもの
 - ③町長が適当でないと思ふもの

◆情報提供

- ・空き家・空き店舗バンク制度は、情報マッチングの場の提供であり、売買等の交渉・契約等は当事者間で実施していただきます。
- ・公益財団法人北海道宅地建物取引協会に協力を依頼することもできます。

【羽幌町へのお問合せ窓口】

- ▷ 空き家対策補助金、空き家バンクに関すること
- ▷ 空き店舗バンクに関すること

☎ 0164-68-7003
☎ 0164-68-7007

※裏面もあります※

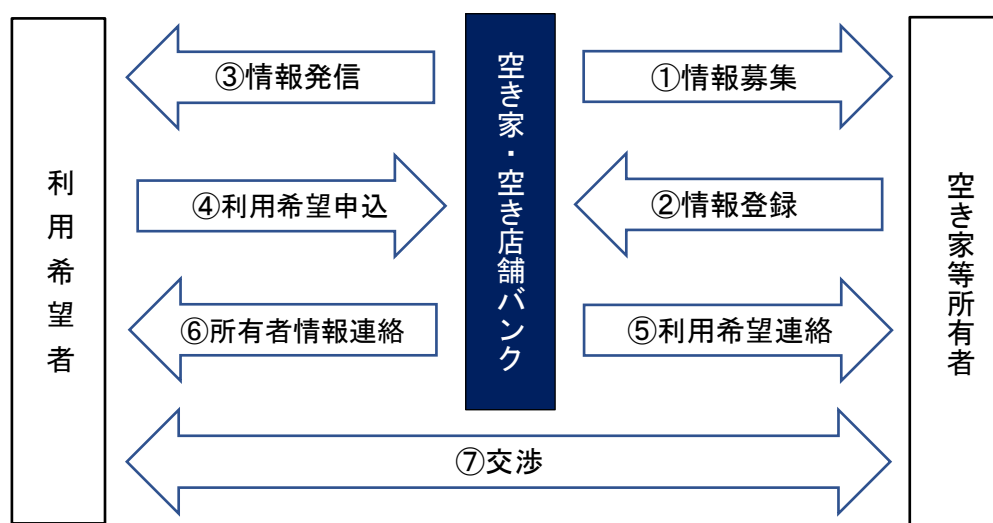
5 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

利用可能な空家等は地域の有効な資源と捉え、利活用の促進を図ることで、地域の活性化につながるよう、以下の取組を進めます。

(1) 空き家・空き店舗バンクの活用

羽幌町空き家・空き店舗バンクの活用により、空家等の利活用を促進するとともに、良好な生活環境の保全や本町への移住・定住の促進を図ります。

[羽幌町空き家・空き店舗バンクの流れ（交渉：直接型の場合）]



(2) 空き家対策補助金制度の活用

空き家の利用及び解体等を促進するため、羽幌町空き家対策補助金として下記の取組を実施します。なお、補助内容や対象は、活用状況等を踏まえ、適宜見直しを図っていくこととします。

ア 空き家の改修

空き家等を新たに所有し改修するとき等は、改修費を補助

イ 空き家の解体

空き家を解体するときは、解体費を補助

[羽幌町空き家対策補助金実績]（直近5年間）

※令和7年度は実績見込

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
改修	7件 3,250千円	6件 3,000千円	2件 944千円	2件 1,000千円	6件 3,248千円	23件 11,442千円
解体	33件 16,480千円	18件 8,522千円	26件 12,185千円	21件 10,402千円	31件 15,096千円	130件 62,685千円
合計	40件 19,730千円	24件 11,522千円	28件 13,129千円	23件 11,402千円	37件 18,344千円	153件 74,127千円

(3) 空家等除却後の跡地の活用

空家等を除却した後の跡地の活用については、所有者等及び地域と連携しながら検討します。

(4) 空き家対策総合支援事業（空き家対策基本事業）における計画

空き家対策基本事業に関する事項（うち、活用）

事業手法	施行者	事業対象	跡地の活用用途 又は跡地の活用	棟数	事業実施 予定時期
活用	所有者等	空家住宅等	地域コミュニティ 施設等（改修補助）	1	R8.4～R13.3

※現在、活用の個別具体的な計画はありませんが、案件が生じた際に対応できるように記載しています。

6 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

管理不全で周辺に悪影響を及ぼしている空家等又は及ぼすおそれがある空家等については、現地調査や所有者等の特定を迅速に進め、所有者等に空家等の現状を伝えるとともに適切な対処を求めます。

(1) 立入調査の実施

特定空家等への措置を講じようとする場合には、空家法第9条第2項の規定により必要な限度において、立入調査を実施します。

(2) 特定空家等・管理不全空家等の判断

上記の調査の結果、下記ア～エの状態と認められるものについては、特定空家等と判断します。下記ア～エの状態にあるか否かの判断については、羽幌町管理不全空家等及び特定空家等の判断基準（以下「基準」という。）により判断します。ただし、一般住宅と比べ構造が異なるような大規模建築物等の場合は、北海道が定める「市町村による特定空家の判断の手引き」を参考とするなど個別に判断することを検討します。

また、現状では特定空家等に該当しなくても、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれがあると認められるものについては、基準により管理不全空家等と判断します。

特定空家等又は管理不全空家等に対し、措置を講じるか否かの判断については、周辺の建築物や通行人等への悪影響やその程度及び危険等の切迫性を勘案し、総合的に判断します。

ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

エ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(3) 空家等対策協議会の意見聴取

措置が必要な特定空家等又は管理不全空家等に認定するかどうかの判断に際しては、羽幌町空家等対策協議会の意見を聴くものとします。

(4) 助言・指導、勧告、命令及び代執行等の措置の実施

ア 管理不全空家等

措置が必要な管理不全空家等に認定した場合は、所有者等に対し、指導、勧告の措置を講じます。

(ア) 指導（空家法第13条第1項）

管理不全空家等に認定した空家等の所有者等に対し、特定空家等になることを防止するために必要な措置をとるよう指導します。

(イ) 勧告（空家法第13条第2項）

指導を行っても状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等になるおそれ大きいと認めるときは、特定空家等になることを防止するために必要な具体的な措置について勧告します。

なお、勧告の対象となった土地については、住宅用地に係る固定資産税の特例措置の対象から除外されることになります。

イ 特定空家等

措置が必要な特定空家等に認定した場合は、所有者等に対し、助言・指導、勧告、命令、代執行等の措置を講じます。

(ア) 助言・指導（空家法第22条第1項）

特定空家等に認定した空家等の所有者等に対し、行政指導（助言又は指導）により、所有者等自らの意思による改善を促します。

(イ) 勧告（空家法第22条第2項）

助言・指導を行っても改善が見られない場合は、期限を定めて助言・指導の内容を講ずるように勧告します。勧告の対象となった土地については、住宅用地に係る固定資産税の特例措置の対象から除外されることになります。

(ウ) 命令（空家法第22条第3項）

勧告を行っても必要な改善が見られない場合は、事前通知を行った上で、所有者等に対して相当な猶予期間を定めて勧告の措置を講ずるよう命令します。

(エ) 行政代執行（空家法第22条第9項）

命令の措置が履行されないときや履行しても十分でない場合に、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、所有者等がなすべき行為を所有者等に代わって行います。

(オ) 略式代執行（空家法第22条第10項）

必要な措置を命じようとする場合において、過失がなく、その措置を命ぜられるべきものを確知できないときは、略式代執行を行います。

(カ) 緊急代執行（空家法第22条第11項）

災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にあるときで、協議会の意見聴取、指導・勧告等の手順を踏んでいる時間的猶予のない場合は、除却、修繕、立竹木の伐採等、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとります。

(5) 緊急安全措置（条例第7条）

空家等が危険な状態であり、町民の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるなど一刻も早く措置が必要な場合で、当該空家等の所有者等が必要な措置を講じない又は措置に講じる時間的余裕がない場合には、危険回避のため、必要な最小限度の措置を講じます。なお、当該措置に費用が発生した場合には、当該建物の所有者等からの費用徴収に努めます。

(6) 空き家対策総合支援事業（空き家対策基本事業）における計画

空き家対策基本事業に関する事項（うち、除却）

事業手法	施行者	事業対象	跡地の活用用途 又は跡地の活用	棟数	事業実施 予定時期
除却	所有者等	空家住宅等 ※1	なし	5	R8.4～R13.3
	羽幌町	特定空家等 ※2	なし	1	R8.4～R13.3

※1…「空家住宅等」は、雪害、地震、風水害、土砂災害等の各種災害により被害が生じた又は見込まれるものであって緊急的又は予防的な除却を要するものに限るものとします。現在、個別具体的な計画はありませんが案件が生じた際に対応できるように記載しています。

※2…羽幌町が施行者となる「特定空家等」の除却は、個別具体的な物件を想定しているものではなく、事案が生じた際に対応できるように記載しています。

7 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

空家等に関する相談は、利活用や管理、解体・除却、相続、苦情など内容もさまざまであり、内容によって担当部署が複数にまたがる場合や、関係機関に引き継ぐ必要がある場合があります。そのため、空き店舗バンクに関することは商工観光課商工労働係、それ以外（空き家バンク含む。）は町民課町民生活係を相談窓口とし、相談内容に応じて、担当部署への引継ぎや関係機関の紹介を行います。

8 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

(1) 庁内組織体制及び役割

空家等の対策は、庁内各課に関係することから、必要に応じて対策に関する協議を行い、実施の検討をしていくこととします。

空家等の対策を実施する上での庁内検討組織は、副町長が主宰し、各課等の長で構成する政策調整会議によるものとし、適切な対応が実施できる体制を整えて

いきます。

関係課名	役 割
町民課	空家等対策全般に関すること。 空き家バンクに関すること。 空家等対策協議会及び本計画に関すること。 特定空家等に対する措置に関すること。 防犯及び生活環境に関すること
総務課	災害対策及び防災の対応に関すること。
地域振興課	移住・定住、都市計画に関すること。
財務課	所有者等情報及び税務上の対応に関すること。
建設課	道路等管理に関すること。 特定空家等・管理不全空家等の認定のための調査に関する技術的な助言に関すること。
上下水道課	水道契約者情報・使用状況に関すること。
商工観光課	空き店舗バンクに関すること。
上記以外の関係課等	上記以外の所掌事項に関すること。

(2) 羽幌町空家等対策協議会

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法第8条第1項の規定に基づき、羽幌町空家等対策協議会を設置します。

ア 所掌事項

羽幌町空家等対策協議会は、空家法及び条例の規定に基づき、次に掲げる事項について協議を行います。

- (ア) 本計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (イ) 特定空家等及び管理不全空家等の認定に関すること。
- (ウ) その他町長が必要と認める事項に関すること。

イ 構成

羽幌町空家等対策の推進に関する条例施行規則（令和7年羽幌町規則第3号）第12条の規定に基づき、町長、法務・不動産・建築等専門分野に係る者及び地域住民等の10人以内で構成します。

(3) 関係機関との連携

ア 専門家団体及び事業者との連携

不動産事業者を含む専門家及び事業者により組織されている団体と連携し、専門性の高い問題の対応や具体的な対策の実施につなげます。

イ 警察・消防との連携

適切に管理されていない空家等が犯罪の温床となり、犯罪を誘発する危険性を秘めていることや空家等の敷地に繁茂している草が枯れ、タバコなどの火が燃え移る危険も予想されます。このため、防犯・防災的な観点からも、必要な限度において、警察・消防と空家等に関する情報を共有するなど、相互に協力

するものとしします。

ウ 町内会等地域団体との連携

町内会等から寄せられた空家等に関する情報などに注意を払い、問題の早期解決に努める必要があります。また、特定空家等に該当していない空家等であっても、自然災害などにより、急速に腐朽が進行し、倒壊のおそれのある状態となることも考えられます。このため、こうした危険な状態となっている空家等に関する情報を町内会等から提供を受けることにより、迅速な対応を図るものとしします。

9 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

(1) 地域での空家等対策の検討と情報の共有

空家等の管理は、一義的には所有者等が適切に管理・活用すべき問題であります。地域全体で対処方法を検討・共有することは有効であるため、羽幌町空家等対策協議会による検討状況等に関し、必要に応じ広く公開します。

(2) 他法令との連携

空家等の対策は、空家法に限らず、建築基準法、消防法、道路法、災害対策基本法又は災害救助法など、それぞれの法律の目的の範囲で、適正に管理されていない空家等についても、必要な措置等を講じることが可能なこともあります。

このため空家等の情報は、内部部局で共有し、密に連携を図ります。

(3) 空き家対策総合支援事業（空き家対策基本事業）における計画

空き家対策基本事業に関する事項（うち、除却に係る測量試験等）

事業手法	施行者	事業対象	事業内容	棟数	事業実施 予定時期
除却に係る 測量試験等	羽幌町	特定空家等	特定空家等の除却に係る測量試験等（工事の実施のために必要な測量、試験、調査及び設計）	1	R8.4～R13.3

※羽幌町が施行者となる「特定空家等」の除却に係る測量試験等は、個別具体的な物件を想定しているものではなく、事案が生じた際に対応できるように記載しています。

(4) 空き家対策総合支援事業（空き家対策附帯事業）における計画

施行者	事業対象	事業内容	事業実施 予定時期
羽幌町	空家住宅等・ 特定空家等	行政代執行等に係る弁護士等相談費用	R8.4～R13.3
羽幌町	空家住宅等・ 特定空家等	財産管理制度の活用に伴い発生する 予納金等	R8.4～R13.3

※これらは、個別具体的な物件を想定しているものではなく、事案が生じた際に対応

できるように記載しています。

(5) 計画の検証と見直し

本計画は、統計調査の結果や空家等対策の取組実績及び社会情勢等の変化により、必要に応じて、適宜計画の見直しを行います。

参考資料

[空き家（建物）の戸数（令和8年3月31日現在）]

地 区 名	区 域（ 字 名 ）	戸 数
市街地区	南1条～南7条、南大通	93
	港町、幸町、栄町、南町	71
	緑町、寿町	17
	北1条～北5条、北大通、北町、浜町	38
原野地区	字朝日、字中央、字平、字上羽幌	15
	字汐見、字高台、字築別、字上築、字曙	37
天売地区	大字天売	62
焼尻地区	大字焼尻	83
合計		416

羽幌町所有者不明土地対策計画

計画の位置付け

空き家だけではなく、空き地についても、適切な管理が行われずに周辺地域に悪影響を与えるものが全国的に多くなっています。特に、不動産登記情報で所有者が分からない、いわゆる所有者不明土地は管理不全状態になりやすいことから管理の適正化と利用の円滑化は喫緊の課題です。

このため、本町では、空家等に関する対策及び低未利用土地対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家法第7条第1項に規定する空家等対策計画に併せて所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）第45条第1項に規定する所有者不明土地対策計画を定めます。

1 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する基本的な方針

(1) 対象とする地区（計画の実施地区）

本町では、「羽幌町全域」を本計画の対象地区とします。

(2) 対象とする土地

本計画において対象とする土地は、所有者不明土地、土地基本法（平成元年法律第84号）第13条第4項に規定する低未利用土地とします。

(3) 基本的な方針・取組

本町では、人口減少等に伴う空き地の増加も課題となっており、移住定住施策の推進、住民の生活環境の保全、まちの景観保全を目的とした施策を円滑に推進するため、町内にある低未利用土地、特に公簿情報等を参照しても所有者が直ちに判明しない、又は連絡がつかない土地や雑草雑木の繁茂が問題となっている土地について、次の取組を行います。

ア 適切に管理されず生活環境や景観保全に悪影響を及ぼす所有者不明土地等の適切な維持管理

イ 所有者不明土地等の利活用の検討・促進

ウ 所有者不明土地等を含めた土地の適切な管理に資する地籍調査の推進

2 計画期間

本計画の計画期間は、空家等対策計画と関連させるため、令和8年（2026年）4月から令和13年（2031年）3月までの5年間とします。

3 低未利用土地の適正な利用及び管理の促進その他所有者不明土地の発生の抑制のために講ずべき施策に関する事項

低未利用土地の所有者による利活用や適切な管理を促し、所有者不明土地の発生を抑制するため、空き家バンク制度などを通して、空き地の利活用の促進や利活用希望者とのマッチングを行います。

また、国の補助制度を活用して、土地の所有者探索、地籍調査等を行います。

4 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する普及啓発に関する事項

所有者不明土地等の利用の円滑化や適正な管理を促進するため、土地の利活用希望者や土地所有者に対して、適切に情報提供を行います。

5 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための体制の整備に関する事項

所有者不明土地等の対策には、庁内の多岐にわたる部署が関係することから、庁内での情報共有等を図るとともに、関係部署が連携を図りながら本計画を推進します。

6 その他所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事項

本計画は、施策の進捗や社会情勢の変化等を踏まえ、空家等対策計画と連動して見直しを行うこととします。

羽幌町空家等対策計画
(兼空き家対策総合実施計画)
羽幌町所有者不明土地対策計画

令和 8 年 月策定

[発行] 羽幌町

[編集] 羽幌町 町民課町民生活係

〒078-4198 北海道苫前郡羽幌町南町 1 番地の 1

TEL : 0164-62-1211 FAX : 0164-62-1219